第百八条第二号中「損失の可能性」を「損失の危険」に、「当該可能性」を「当該損失の危険」に改め、同条第三号中「再評価差額金（第百八条の四において「再評価差額金」という。）」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第百八条の二　農林中央金庫は、合併対象財産（合併（第七十四条第三項第一号に規定する合併をいう。以下同じ。）により、農林中央金庫が承継する財産をいう。以下この条において同じ。）の全部の取得原価を合併対価（合併に際して農林中央金庫が信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第二項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下この条及び第百八条の四において同じ。）の会員に交付する財産をいう。）の時価その他当該合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、合併対象財産には、当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会における当該合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

（のれん）

第百八条の三　農林中央金庫は、合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額ののれんを資産又は負債として計上することができる。

（合併の場合の再評価差額金の承継）

第百八条の四　再評価差額金を貸借対照表に計上している信用農水産業協同組合連合会が合併により消滅した場合には、当該合併に係る農林中央金庫は、当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の再評価差額金の額に相当する金額を再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は農林中央金庫の再評価差額金に組み入れなければならない。

第百十七条の次に次の三条を加える。

（清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第百十七条の二　法第九十五条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　被告となるべき者

二　請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

（訴えを提起しない理由の通知方法）

第百十七条の三　法第九十五条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の主務省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一　農林中央金庫が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二　清算人の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三　清算人に責任又は義務があると判断した場合において、責任追求等の訴え（法第九十五条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第二項に規定する責任追及等の訴えをいう。）を提起しないときは、その理由

（監事の調査の対象）

第百十七条の四　令第四十三条において読み替えて準用する会社法第三百八十四条の主務省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

別紙様式第二号中「リース債務」を「リース債務　資産除去債務」に改め、同様式記載上の注意1中(22)を(24)とし、(4)から(21)までを(6)から(23)までとし、(3)の次に次のように加える。

(4)　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(5)　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第二号記載上の注意中7を9とし、6を8とし、5の次に次のように加える。

6　当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

(1)　当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の名称、合併の目的及び合併日

(2)　合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額

(3)　信用農水産業協同組合連合会から引き継いだ資産、負債及び純資産の額並びに主な内訳並びにこれらについて帳簿価格で評価している旨

(4)　会計処理方法を統一している旨。なお、複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由

7　当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

(1)　当該合併直前における当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の名称、合併の目的及び合併日

(2)　合併比率及びその算定方法並びに出資1口当たりの金額

(3)　発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(4)　合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該合併について合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す合併と判定した理由

(5)　合併契約において、当該合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨規定している場合は、その旨及び内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

(6)　取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

別紙様式第三号記載上の注意中11を13とし、10を12とし、9の次に次のように加える。

10　当該事業年度において、合併対象財産（第108条の2に規定する合併対象財産をいう。以下同じ。）の全部に、合併（第74条第3項第1号に規定する合併をいう。以下同じ。）により消滅する信用農水産業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第2条第2項に規定する信用農水産業協同組合連合会をいう。以下同じ。）における当該合併の直前の帳簿価格を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

(1)　計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間

(2)　当該合併に要した支出額及びその科目名

11　当該事業年度において、合併対象財産の全部に、対価として交付する現金等の時価を付す合併が行われた場合には、次に掲げる事項を注記すること。

(1)　計算書類に含まれる当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の業績の期間

(2)　当該合併に係る信用農水産業協同組合連合会の取得価格及びその内訳

(3)　負ののれん発生益の金額及び発生原因